

公益財団法人愛知県サッカー協会 東三河地区協会
公式 Facebook による広告協賛スポンサーの紹介基準

(趣旨)

第1条 この基準は、愛知県サッカー協会東三河地区協会（以下「甲」という。）がインターネット上に公開している公式ホームページのバナー広告協賛スポンサー（以下「乙」という。）の紹介を、甲の公式 Facebook で行うために必要な事項を定めるものとする。

(記事を掲載できるものの範囲)

第2条 甲がスポンサー紹介記事を掲載できるものは、乙のうち紹介記事の掲載を希望するものとする。

(記事掲載の申し込み)

第3条 乙は掲載開始希望日の2週間前までに、愛知県サッカー協会東三河地区協会公式 Facebook スポンサー紹介記事掲載申込書（別記様式2）に紹介記事とリンク先 URL のデータを添付して、甲に提出しなければならない。
乙が申し込める紹介記事は、1年につき2回とし、概ね半期に1回とする。（当協会の事業年度は4月～翌年3月まで）

(記事掲載の方法)

第4条 乙が申し込む記事の掲載方法（掲載レイアウト）は甲に一任し、甲が運営管理する Facebook のイメージレイアウトに変更することがある。

(記事掲載の期間)

第5条 甲は乙が希望する期間、紹介記事を掲載する。掲載期間の指定がない場合、東三河地区協会公式 Facebook の運用期間中、記事が保持されることとする。希望する掲載期間中またはそれ以降に、甲が運営する Facebook に支障が発生した場合、および乙が指定するリンク先の運営に支障ができた場合、甲はその責務を負わないこととする。

(記事掲載の配慮事項等)

第6条 乙は下記の禁止事項を含め、甲の事業活動の妨げにならないことを配慮した記事を掲載する。
(1) 記事は、概ね300文字以内とする。
(2) 添付する画像は5枚以内とする。（1枚のサイズは2MB以下とし Facebook の自動サイズ調整を受け入れることとする。）なお、本人の特定となる個人画像等の扱いについては、乙が個人情報を管理し甲は一切の責任を負いません。
(3) 勧誘など乙の直接営利に関わる記事は禁止し、乙の事業活動の紹介を目的とする記事を掲載する。
(4) 甲は乙のリンク先の内容が、甲の事業活動に適さないと判断した場合、リンク先の掲載および記事の掲載を断る場合がある。また、甲の Facebook で乙の紹介記事掲載中に、乙のリンク先の内容が不適切なものに変更された場合は、記事を削除する場合がある。
(5) その他、甲の公益財団法人スポーツ団体としての事業活動の妨げにならない記事とする。

(その他)

第7条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は甲が別に定める。

附 則 この基準は、2019年6月20日から施行する。

別記様式 2

公益財団法人愛知県サッカー協会 東三河地区協会 公式 Facebook

スポンサー紹介記事掲載申込書

愛知県サッカー協会 東三河地区協会 様

申 込 日 年 月 日

住 所

事 業 所 名

役職・代表者名 印

電 話 番 号

記

愛知県サッカー協会 東三河地区協会 公式 Facebook に下記の記事を掲載したいので、内容とリンク先 URL、ご希望の画像データを添えて申し込みます。

※ 電子データでの送信をお願い致します。メールアドレス：info@higashimikawa-fa.jp

1. リンク先 : リンク先のアドレス

http://

2. バナー広告の掲載希望期間（開始希望日の 2 週間前までにお申し込みください）

開始希望日 指定なし 指定有り（ 年 月 日）から

終了希望日 指定なし 指定有り（ 年 月 日）まで

3. 掲載記事（300 文字程度でお願いします）

【協会サポート企業のご紹介】 ← Facebook には、このようなタイトルで記載いたします。